

事 務 連 絡

平成23年4月27日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（業務担当）

東日本大震災に係る労災保険給付の請求促進等の取組について（その2）

標記については、平成23年3月24日付け基労管発0324第1号及び基労補発0324第2号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」により指示されているところですが、本年5月の標記の取組に当たっては、以下の事項に留意願います。

1 本年5月の目標

今回の地震に伴う死亡やケガが労災補償の対象となる場合の要件、請求等ができる保険給付の内容及び請求手続の概要の周知を行うため、出張相談を引き続き実施し、出張受付や請求勧奨等の請求支援を重点的に実施することにより、被災労働者及びその遺族からの労災保険給付の請求等の一層の促進を図ることを目標とする。

2 本年5月に取り組む事項等（岩手、宮城及び福島労働局（以下「3局」という。）に限る。）

（1）基本的な考え方

本年4月の取組により、大規模な避難所等においては、一定の周知が図られたと考えられることから、5月は出張受付等による請求支援を重点的に実施することにより、労災保険給付の一層の請求促進を図ること。

また、小規模な避難所に避難している被災労働者及びその遺族に対する周知を効

率的に行うこと。

(2) 出張受付等の実施

ア 大規模な避難所

出張相談の実施に併せて出張受付、請求勧奨等を積極的に実施することにより、労災保険給付に係る一層の請求促進を図ること。

この場合、リーフレット、Q&A及び請求（申請）のできる保険給付等のパンフレットの配布を積極的に実施することにより、労災保険給付の一層の周知を図ること。

また、実施に当たっては、避難所の実情に応じて他の避難所よりも頻回に出張相談、出張受付等を行う、又は市町村との連携を図ることにより、複数の避難所を対象として、当該避難所から徒歩で容易に移動できる会場で実施する等の工夫を講じること。

イ 上記ア以外の避難所

上記ア以外の避難所のうち、20人以上が避難している避難所については、巡回してリーフレット、Q&A及び請求（申請）のできる保険給付等のパンフレットの配布等を行うこと。

また、避難所の実情や要望を踏まえ、市町村との連携を図ることにより、複数の避難所を対象として、当該避難所から徒歩で容易に移動できる会場で実施する等の工夫を講じ、効率的な出張相談、出張受付等を行うこと。

ウ 出張相談、出張受付の計画策定

上記ア及びイを踏まえ、5月の出張計画を策定するとともに、当該計画を別紙により報告すること。

3 本年5月に取り組む事項等（3局以外の局）

避難所がある局は、上記2に準じて出張相談や出張受付、巡回によるリーフレットの配布等を実施すること。

4 その他

上記の出張相談等を行うに当たっては、社会保険労務士等の活用を図るとともに、ワンストップサービスとなるよう配慮すること。

東日本大震災に関する出張相談、出張受付の計画等について（3局）

1 出張相談、出張受付等の実施

(1) 出張相談、出張受付等

5月 2日の週 _____ 箇所（〇〇署管内〇箇所、〇〇署管内〇箇所）

5月 9日の週 _____ 箇所（〇〇署管内〇箇所、〇〇署管内〇箇所）

5月16日の週 _____ 箇所（〇〇署管内〇箇所、〇〇署管内〇箇所）

5月23日の週 _____ 箇所（〇〇署管内〇箇所、〇〇署管内〇箇所）

※ 複数の避難所をまとめて実施する場合には、対象となる避難所の数をそのまま計上すること（例：3つの避難所をまとめて実施する場合は、3と計上する。）

(2) 巡回配布

5月 2日の週 _____ 箇所（〇〇署管内〇箇所、〇〇署管内〇箇所）

5月 9日の週 _____ 箇所（〇〇署管内〇箇所、〇〇署管内〇箇所）

5月16日の週 _____ 箇所（〇〇署管内〇箇所、〇〇署管内〇箇所）

5月23日の週 _____ 箇所（〇〇署管内〇箇所、〇〇署管内〇箇所）

2 意見要望等